

長野県バイアスロン連盟会計規程

(総則)

第1条 会の規約に基づく会計に関するものはすべてこの規程により行う。

(目的)

第2条 本規程は、会の会計を明確に管理し、もって会の運営を円滑にすることを目的とする。

(会計報告)

第3条 会計報告は、本会規約に基づき、会計年度末で締め切り、定期総会で決算報告をし、その承認を得なければならない。

2. 会計報告は、大きな事業等ごとに適宜報告しなければならない。

(予算)

第4条 新年度予算案は、定期総会開催までに作成し、定期総会に提出してその承認を得なければならない。

(預金)

第5条 手持現金は必要範囲内とし、公的な金融機関に預け入れなければならない。

(寄付金)

第6条 寄付金は、役員会等に報告し承認を得て収入とする。

(会費徴収)

第7条 会費は、会計担当理事が期日までに徴収し、会計に納入する。

(領収書)

第8条 収支は、原則として領収書等と引き換えに行うものとする。

但し、慶弔費、謝礼金等、領収書を取れないものは、会長又は理事長の承認を得て支出を明らかにしておくものとする。

2 慶弔費、謝礼金等については、上限を5千円とし、金額はその都度理事会で決定する。

(帳簿)

第9条 収支はすべて帳簿又は電磁記憶媒体に記載し、帳簿又は電磁記憶媒体は、予算の執行状況を把握できるものでなければならない。

(書類保存)

第10条 帳簿又は電磁記憶媒体の保存期間は、5年とする。

(会計監査)

第11条 総会に提出する決算報告書は、必ず会計監査の監査を受けなければならない。

付則

この規程は、令和 6年2月16日より施行する。